

## 第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（地域子ども・子育て支援事業）

※ 「時間外保育事業」「放課後児童健全育成事業」「一時預かり事業」「病児保育事業（病児・病後児保育事業）」の供給実績については、受入可能な最大人数となっています。

No.	事業名	事業内容	単位	量の見込み (R7)	提供体制 (R7)	予定(R7)	当初予算額 (R7)	備考	担当課
1	利用者支援事業(基本型)	基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。	か所	3	3	子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭等の相談を受けて、子育て支援に関する情報の提供や、子育て支援サービスの利用についての助言・支援を行う。また、地域の関係機関との支援体制づくりや近隣市利用者支援事業の視察を行う。	16,824,000		こども支援課
	利用者支援事業(特定型)	特定型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、市の窓口で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行います。	か所	1	1	引き続き、教育・保育施設や子育て支援サービス等の情報提供や相談等を実施する。	6,276,903		保育課
	利用者支援事業(こども家庭センター型)	こども家庭センター型は、「母子保健型」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、子育て家庭に対する相談支援を一貫的に実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない支援を行います。	か所	1	1	保健センターのこども家庭センター型では、妊娠届出及び母子健康手帳の交付時に、専門職である母子保健コーディネーターを配置し、面接交付による相談支援を継続して実施する。 また、母子保健と児童福祉の連携を深め、子育て家庭に対する切れ目ない支援を一体的に実施する。	15,804,000		保健センター
2	時間外保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です	人	1,935	3,461	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育園その他の場所で延長保育を行う。 実施園 公立保育園6園、法人保育園31園、小規模保育施設23園、認定こども園1園	45,021,000		保育課
3	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、こどもの状況や発達段階を踏まえながら適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	人	1,625	1,638	引き続き、放課後を安心、安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう保育を実施する。 また、野寺放課後児童保育室について、狭い化の解消のため、学校敷地内に新たに放課後児童保育室を整備する。	801,275,000		保育課
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	ショートステイ事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等でこどもを短期間預かるものです。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、児童相談所の一時保護で対応しています。	人	18	18	適切にサービスを実施できる施設がないことから、児童相談所の一時保護で対応する。	0		こども安全課
4	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりサービスで対応しています。	人	534	534	ファミリー・サポート・センター事業による夜間の預かり援助で対応する。	0	事業費については、「10 ファミリー・サポート・センター事業」で対応	こども支援課
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や産後の母親の体調に関する相談、母子保健サービスの情報提供を実施します。	人	945	945	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、保健師や助産師が訪問し、子育てに関する相談や保護者の心身の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行う。	7,589,000		保健センター
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。	人	3	3	訪問回数(延べ)33回 支援者研修会年1回実施	212,000	対象者がいる場合にのみ支援するため、対象者がいない場合もある。	こども安全課
7	地域子育て支援拠点事業	妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。	人回	61,621	61,621	市内11か所の地域子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者、妊婦同士の交流や、子育てについての相談、助言等の支援を行う。	90,012,000		こども支援課
8	一時預かり事業(幼稚園型)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時預かりを行う。	人日	37,057	72,660	幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の児童で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園又は認定こども園において一時的に保育を行う。 実施園 6園	3,575,400		保育課
8	一時預かり事業(一般型)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において保育園その他の場所で一時預かりを行う。	人日	5,782	32,120	保護者の急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴い、一時的に家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児又は幼児について、主として昼間において保育園その他の場所で一時預かりを行う。 実施園 公立保育園 1園、法人保育園 14園、小規模保育施設 1園	48,452,200		保育課

## 第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（地域子ども・子育て支援事業）

※ 「時間外保育事業」「放課後児童健全育成事業」「一時預かり事業」「病児保育事業（病児・病後児保育事業）」の供給実績については、受入可能な最大人数となっています。

No.	事業名	事業内容	単位	量の見込み (R7)	提供体制 (R7)	予定(R7)	当初予算額 (R7)	備考	担当課
9	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。	人日	48	968	児童が病気の回復期にあり、保育園等での集団保育の困難な期間、当該児童を病院、保育園等に付設されたスペースで看護師等が一時的に保育を行う。 実施園2園	8,706,000		保育課
10	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員(利用会員)、その援助を行う会員(協力会員)からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。	人日	4,366	4,366	会員のマッチングはおおむねできているが、利用会員の増加、援助内容の多様化等の課題もあるため引き続き援助者(協力会員、両方会員)の拡充に努めていく。	11,912,000		こども支援課
11	妊婦健康診査事業	医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。 妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。	人	986	986	妊娠届出及び母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券を交付する。	99,691,000		保健センター
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成する事業です。 市では、私学助成幼稚園の在園児の給食費の補助を行っています。	人	1,404	1,404	私学助成幼稚園に通う年収360万円未満相当世帯及び小学校3年生までの第3子以降の副食材料費を月額4,800円を上限に補助を実施する。	5,184,000		保育課
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、満3歳児以上の小学校就学前の児童について、対象施設の利用料(保育料)の給付を行います。	人月	24	24	幼児教育無償化の対象とならない施設(いわゆる幼児教育類似施設)を利用する児童の保護者に対して、月額20,000円を上限に利用料の補助を実施する。	960,000		保育課
14	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。	回	2,958	2,958	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた支援につなげます。	4,438,000	1利用者支援事業 (こども家庭センター型)の予算額に含まれている。	保健センター
15	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する事業です。	人日	3,961	3,961	0歳6か月から満3歳未満までの、保育所等に通っていない子どもを対象に、月10時間まで、保育所等において保育を行う。 実施園（認可申請受付中）	24,368,000		保育課
16	産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業です。	人日	280	280	助産師が産婦の自宅に赴き、産後の相談支援を実施する。	3,034,000		保健センター